

学生とともにのぼす京都プロジェクト共同事業費  
補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、学生の府内定着に向け、大学及び短期大学（以下「大学等」という。）と連携し、大学等の「知」の活用や学生の活躍による京都の未来の活力づくりを推進する「学生とともにのぼす京都プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）」において、学生の活躍が見込まれる府政分野における京都府と大学等との共同事業に要する経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、大学等の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び地方公共団体に限る。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に定める事業のうちいずれかであって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 大学等の教員が指導教員として参画するものであること。
- (2) 複数の学生が主体的に取り組を実施するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、宗教、政治若しくは選挙活動を目的としているもの、又は公序良俗に反するものその他本プロジェクトの目的に照らし知事が適当でないと認める事業については、補助の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（補助対象経費に充てられる国庫補助金その他の収入があるときは、その額を補助対象経費の額から控除した額）に10分の10を乗じた額とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の限度額は、100万円とする。

(事前着手)

第6条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別記第1号様式による事前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。

(交付申請)

第7条 規則第5条に規定する交付申請書は、別記第2号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに当該交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(変更の承認申請)

第9条 規則第9条の規定による変更の承認申請書は、別記第3号様式によるものとする。

(状況報告)

第10条 第8条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、知事が必要と認めて指示したときは、別記第4号様式により事業の遂行状況報告書を作成し、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助事業者は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第 6 号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(書類の整備)

第 13 条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

(財産の処分)

第 14 条 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数とし、規則第 19 条第 2 号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用増加価格が 50 万円以上のものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年度分の補助金から適用する。

別表1 (第3条関係)

## 補助対象事業

分野	番号	補助対象事業
子育て	1	子どもや地域を通じて保護者の交流のきっかけを作る取組
	2	地域の企業と連携し、大学が持つシンクタンク機能を活かした「子育て環境日本一」の実現に寄与する取組
	3	子どもが文化芸術に親しむ取組や、大学生と自然科学等に触れながら交流する「地域の子育て応援プロジェクト」の取組を展開することにより、子どもの豊かな情操教育や将来の夢や希望を育む機会を創出するとともに、大学生が子育てへの夢や希望を育む意識を醸成する取組
商店街	4	商店街関係者と商店街に関心がある大学生やU I J ターンの若者が、互いの知識やアイデアをもって連携し、商店街運営や地域課題を解決するための取組
	5	デジタルネイティブ世代である学生と連携した商店街のD X 推進（SNS活用などの情報発信力強化等）の取組
観光 (交流)	6	京都府域において、地域資源を活用して大学生が自ら実現したい持続的な交流を促進する新たな取組
	7	2025 年大阪・関西万博の開催や文化庁京都移転を契機とした京都府域における新たな観光コンテンツを創出する取組
	8	大学生が地域の観光資源に触れ、地域の人との交流の機会をもつことで地域の魅力を感じるとともに、その魅力を同世代の大学生に共有する取組
	9	山陰海岸ジオパークや自然公園等の自然風景地を保全し、ガイドツアーやビジターセンター等により地域の魅力を発信することで利活用を進める取組
防災・防犯	10	様々なコミュニティを活用した新しい視点での防犯活動の仕組みを提案する取組
	11	犯罪被害者等支援について、府民全体が理解を深めるための様々な世代に対する効果的な広報啓発の取組や、ホンデリング（古本の売却による収益を犯罪被害者支援センターの活動の資金に充てる取組）の活動の拡大を図るための取組
	12	若年者に多い消費者被害について大学生が若年者を対象に情報発信等の啓発活動を行うことで、消費者被害等防止について自ら学ぶとともに消費者教育の担い手になる取組
	13	消防団等と連携した防災啓発活動や、地域のハザードマップ作り、非常食のレビューなど、大学生が主体となって防災啓発活動を行う取組

過疎地域・ 農山村	14	農地等の保全や生活交通等地域基盤の維持のため、地域共同活動の合理化や省力化を進める取組や、収益確保に向けた特産品開発・販売等のビジネスの立ち上げなど、農山漁村地域の維持・活性化を図る取組
	15	農家所得の向上及び食料の安定供給に資する、味噌や日本酒等の府内食品産業と連携した取組
環境	16	地域資源を生かした持続可能なまちづくりを支援し、府内各地にゼロカーボン地域を創出するため、営農型太陽光発電など、地域課題の解決や経営支援につながる再エネ導入のモデル地区形成を支援し、府内各地へ展開する取組
	17	3R技術を活用した廃棄物の再生利用など、産学公連携によるゼロエミッションを推進するため、3Rセンターの研究・開発支援制度や体制を拡充・強化するとともに、プラスチックごみの3R施設の整備、代替プラスチック製品や3Rが容易な製品の開発・普及を支援する取組
	18	府内の生物多様性に係る保全活動を支援する取組
丹後	19	京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく「移住促進特別区域」の拡大を図るとともに、移住者や関係人口が住民とともに地域社会の担い手として活躍できる地域づくりを推進する取組
	20	京都市からさらに丹後に足を向けてもらうための旅行商品の造成や仕組みづくりなどにより誘客を推進する取組
	21	地域の観光関係者、旅行会社やメディアと構築したネットワークを活用し、「文化」や「食」などの京都の魅力あるコンテンツを継続的に情報発信する取組
	22	(丹後ちりめんの) 人材確保につなげる織物産地の魅力発信や人材の受入れを支援する取組
中丹	23	交流等を通じて地域のファンを拡大し、地域外住民による「地域応援団」の形成を図るための取組
	24	農業体験や山遊び体験、地引き網体験、クラフト体験(和紙、漆工芸等)など、農山漁村の資源を利活用する交流体験プログラムをパッケージ化し、誘客促進を図る取組
	25	小学校・中学校・高等学校等と連携し、ふるさと教育が円滑に進められる支援体制を構築する取組
南丹	26	担い手が不足し今後の営農が危ぶまれる地域農業の維持・発展のため、集落営農組織や農企業者等が取り組む加工・販売や法人化の支援を進めるとともに、複数集落間の営農体制の組織化や就業者の育成・確保を支援する取組

	27	イベントやメディアを通じた京都丹波のスイーツやグルメの地域内外への情報発信により、いちおし食材等を魅力ある観光コンテンツとして育成し、京都丹波への「食」を目的とした観光誘客を促進することで、「地元での消費拡大」を進める「食の京都」を推進する取組
山城	28	学力向上に向けた校種間連携の充実や、大学生等ボランティアによる児童生徒に応じたきめ細かな学習支援を推進するとともに、子どもが大学生と文化芸術や自然科学等に触れながら交流する取組を展開し、子どもの豊かな情操教育や将来の夢や希望を育む機会を創出し、大学生が子育てへの夢や希望を育む意識を醸成する取組
	29	「お茶と宇治のまち歴史公園（愛称：茶づな）」やリニューアルした宇治公園等における観光周遊につながる取組を実施することにより、「宇治茶」をキーワードに山城地域全体に効果が波及する取組
	30	大学が市町村、地域住民、企業、商店街等と連携・協働して取り組む地域づくり等を支援する取組
	31	親子が集い、子どもが安心して遊べる公園・広場等の居場所づくり等により、市町村の子育てにやさしいまちづくりを支援する取組
	32	コロナ禍によりアウトドア活動が注目を浴びる中、木津川や高山ダム湖等において豊かな自然を活用した新たな体験観光を掘り起こし、「京都きづ川アクティビティキャンペーン」の開催等により都市部から多くの交流人口を呼び込むとともに、持続可能な収益事業へ展開するため、地域団体に軸足をおいたアクティビティ事業の担い手育成の支援や活躍の場づくりを進め、地域の雇用と消費の拡大を支援する取組
	33	住宅地域や商業地域の高齢化に伴う、空家・空き店舗対策や企業のオフィス等の誘致を市町とともに進める取組

別表2（第4条関係）

補助対象経費

経費区分	内容及び基準等
賃金	臨時に雇用した者の賃金
報償費	指導又は助言等を得るための専門家等に対する謝金等
旅費	専門家等に対する交通費・宿泊料 調査、会議への出席等に要する交通費・宿泊料 学生のフィールドワーク実施に要する交通費、宿泊料 等
使用料及び賃借料	会議室等の使用料及び学生活動に係る施設の賃借料等
委託料	事業のコーディネート等に係る委託等
備品購入費	学生活動で使用する備品等
諸経費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料
その他	知事が特に必要と認める経費

<備考>次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費としない

- ・補助事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- ・食糧費